



ソーシャルボンドとしての 国際協力機構債券（JICA債）

2017年8月



独立行政法人 国際協力機構

ソーシャルボンドとしてのJICA債

ICMAによるSocial Bondの定義

- 2016年6月16日、グリーンボンド原則の事務局を務める国際資本市場協会 (International Capital Market Association: ICMA) は、更なるサステナブル投資の発展・普及に向けて、環境問題に加え社会課題の解決を目的とした債券をSocial Bondとして定義し、(1)対象事業例や(2)透明性確保に関するガイダンスを公表しました(2017年6月にソーシャルボンド原則として新たに位置づけました)
- JICAは、従来、事業透明性の確保に努めており、JICA債の資金用途である有償資金協力事業は、Social Bondの特性に従うものであり、投資家に対する透明性確保の観点からも積極的な取組み、情報開示を行っています

Social Bondの定義

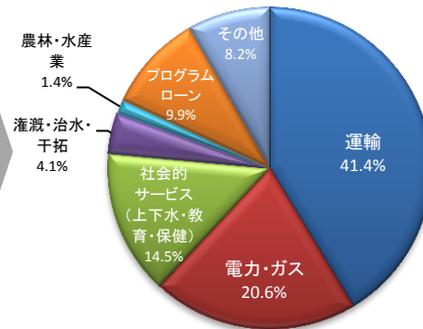
1 対象事業例: Social Project

- 以下の分野などの社会開発に資する事業
 - ✓ 基礎インフラ開発 (上下水、衛生、交通等)
 - ✓ 社会サービスへのアクセス改善 (健康、教育、職業訓練、金融サービス等)
 - ✓ 住宅支援
 - ✓ 雇用創出 (マイクロファイナンス、中小企業支援)
 - ✓ 食糧安全保障
 - ✓ 社会経済開発
- ターゲット層の例示
 - ✓ 貧困ラインを下回る所得層
 - ✓ 社会における少数派グループ
 - ✓ 災害等の影響による脆弱層
 - ✓ 障害者
 - ✓ 移民・難民
 - ✓ 未教育者・未就業者

JICA債の現状

1 対象事業: 有償資金協力事業

■ 円借款対象事業の分野内訳



■ 円借款の事例

【交通インフラ整備に向けた支援】

- ✓ インドアーマダバード・メトロ事業 (第一期)
- ✓ ウガンダカンパラ立体交差建設・道路改良事業

【災害による脆弱層に向けた支援】

- ✓ ネパール緊急学校復興支援
- ✓ ネパール緊急住宅復興支援

【健康増進に向けた支援】

- ✓ ケニアユニバーサルヘルスカバレッジ達成のための保健セクター政策借款
- ✓ バングラデシュ母子保健および保健システム改善事業

【社会経済開発に向けた支援】

- ✓ ヨルダン財政・公的サービス改革開発政策借款

※2014~2016年度貸付承諾金額ベース

2 透明性確保のための開示項目

以下4項目に係る透明性が確保されていること。

- 資金用途
- 事業評価・選定プロセス
- 資金管理
- レポーティング

2 透明性確保の仕組み (概要)

JICAでは以下のように透明性確保に向けた取組みを進めています (詳細は後述)。

- | | |
|---------------|--|
| ■ 資金用途 | 国際連合および世界銀行の基準に基づく開発途上国において、日本政府の方針 (開発協力大綱等) に沿った事業に資金が充当されます |
| ■ 事業評価・選定プロセス | 国際標準に基づく評価項目によって審査され、日本政府・外部専門家を交えた透明性のある事業評価・選定プロセスを経て、実施されています |
| ■ 資金管理 | 有償資金協力勘定はそれ以外の業務の勘定とは区分経理され、会計検査院、会計監査人、監事による点検・監査が行われます |
| ■ レポーティング | 個別事業は、事業の実施の事前・事後に定量的な効果指標を含む評価表が作成され、JICAホームページにて公表されています |

JICA債の現状: 透明性確保の仕組み 「資金使途」

「資金使途」における透明性確保に向けて

- JICAの有償資金協力業務の基本方針と適格基準はソーシャルボンドの特性である「社会課題の解決」に資するものです
- JICA債の調達資金の資金使途は、有償資金協力業務(円借款と海外投融資)の出融資に充当されることが、JICA法第32条に明示されており、それ以外の業務に使われることはありません

基本方針に基づいた事業の実施

- JICAの有償資金協力業務は、日本政府の開発協力の基本方針である開発協力大綱に基づき実施されており、その理念・重点政策は、開発途上国の社会課題の解決に資するものです

開発協力大綱の概要

①理念

1) 開発協力の目的

- ・国際社会の平和と安定及び繁栄の確保
- ・日本の平和と安定の維持・更なる繁栄の実現
- ・安定性・透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現
- ・普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護

2) 基本方針

- ・非軍事的協力による平和と繁栄への貢献
- ・人間の安全保障の推進
- ・自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自律的發展に向けた協力

②重点政策

1) 重点課題

- ・「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅
- ・普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現
- ・地球規模課題への取り組みを通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

2) 地域別重点課題

- ・世界の各地域に対し、その必要性と特性に応じた協力を戦略的、効果的かつ機動的に実施
- ・地域統合、地域レベルでの取組、広域開発、連結性強化等の動きを踏まえる
- ・各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力の実施

所得階層分類に基づく適格基準

- JICAの有償資金協力業務は、国連・世界銀行の所得階層分類に基づき、LDC～卒業移行国への支援を実施することが定められています

図表: 所得階層(一部抜粋)(2017年度)

所得階層	一人あたりGNI	国
LDCのうち貧困国		アフガニスタン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コモロ、コンゴ民主共和国、シエラレオネ 等
LDC 又は 貧困国(US\$ 1,025以下)		アンゴラ、イエメン、カンボジア、キリバス、サントメ・プリンシペ、ザンビア、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、赤道ギニア 等
低・中所得国	US\$ 1,026以上 US\$ 4,035以下	アルメニア、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、エジプト、エルサルバドル、ガーナ、カーボヴェルデ、カメルーン 等
中進国以上	US\$ 4,036以上 US\$ 12,475以下	アゼルバイジャン、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、イラク、イラン、エクアドル、ガイアナ、カザフスタン、ガボン 等

(URL)https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/about/standard/index.html

(URL)<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072774.pdf>

JICA債の現状: 透明性確保の仕組み 「事業評価・選定プロセス」

「事業評価・選定プロセス」における透明性確保に向けて

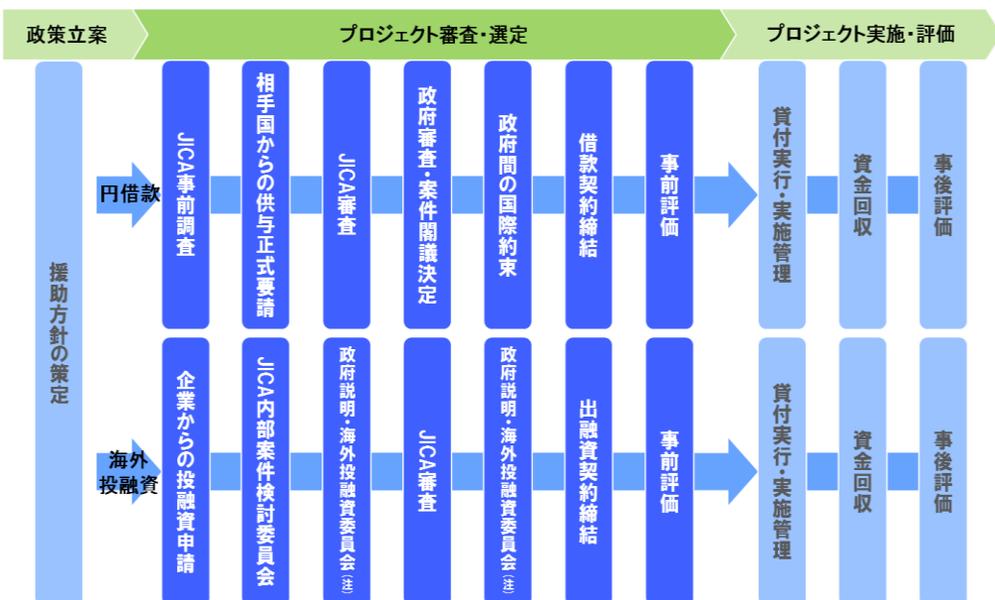
- JICAの有償資金協力業務の個別事業は、国際標準に基づく評価項目によって審査され、日本政府・外部専門家を交えた透明性のある事業評価・選定プロセスを経て、実施されています
- 事業実施に伴う環境・社会への配慮に関しても事業進捗の各段階で積極的に取り組んでいます

基本方針に基づいた事業の実施

- 事業評価・選定は、経済協力開発機構が定める国際標準である「DAC評価5項目」に基づき行われます
- その結果は事前評価表として全案件がJICAホームページに公開されます

環境・社会への配慮

- JICAの有償資金協力業務では、環境社会配慮ガイドラインに基づき、開発事業が与える可能性のある環境社会影響の回避・緩和に努めています
- JICAは、環境社会配慮に関する助言を得るために、公募で選ばれた外部の専門家からなる「環境社会配慮助言委員会」を常設しているのに加え、必要に応じて臨時委員会を任命しています
- 上記に加え、理事長直属の異議申立審査役を設置し、個別事業により影響を受けた／受ける可能性のある住民2人以上による異議申立制度を設けています



(注) 第三者から構成され、海外投融資の実施に関し、開発援助及び金融等の知見を踏まえて助言を行うもの。

(URL) http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/index.html



(URL) <http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>

JICA債の現状:透明性確保の仕組み「資金管理」

「資金管理」における透明性確保に向けて

- JICAでは会計検査院、会計監査人、監事の3者体制による検査・監査の仕組みにより常時点検・確認されています
- JICA法第17条に基づき、有償資金協力業務とそれ以外の業務は、経理を区分し、それぞれの勘定(有償資金協力勘定、一般勘定)を設けて、整理されており、両勘定間の資金流用は認められていません

検査・監査体制

- JICA事業における資金管理は、各法律に基づき、会計検査院、会計監査人、監事による検査・監査の仕組みにより常時点検・確認されています()内は根拠法



- ① **会計検査院**: 国や法律で定められた機関の会計を検査し、会計経理が正しく行われるように監督する機関。
(日本国憲法第90条および会計検査院法第20条)
- ② **会計監査人**: 公認会計士または監査法人。独立行政法人は財務諸表、事業法億書及び決算報告書について会計監査人の外部監査を受けねばならない。
(独立行政法人通則法第39条)
- ③ **監事**: JICA内部の保有財産及び理事の業務執行を内部監査する役職。JICAでは3名の監事を置いている。
(独立行政法人通則法第18条およびJICA法8条)

「資金管理」に関する情報公開

- JICAのホームページでは事業年度毎の決算公告として左に示す監査結果を公開しています

JICA 独立行政法人 国際協力機構

文字サイズ 標準 大きく English Français Español

・ サイトマップ ・ よくある質問 ・ お問い合わせ Google カスタム検索

国際協力に参加したい方 NGOの方 研究者の方 メディアの方 企業の方(民間連携) 投資家の方 サイト活用ガイド

ホーム JICAについて 事業・プロジェクト 各国における取り組み ニュース 国際協力・ODAについて

ホーム > JICAについて > 情報公開 > 決算公告 > 平成28事業年度決算公告

ページを共有する

JICAについて

組織情報

- ▶ JICAのビジョン
- ▶ 事業展開の方向性
- ▶ 理事長あいさつ・活動内容
- ▶ 組織概要
- ▶ 国内・海外のJICA拠点
- ▶ 年次報告書

情報公開

- 情報公開制度
- 個人情報保護制度
- ▶ コーポレートガバナンス
- ▶ 環境への取り組み

各種情報

- ▶ 調達情報
- ▶ 投資家情報
- ▶ 職員採用情報
- ▶ 人材募集・研修

広報

● 平成28事業年度決算公告

一般勘定

- 財務諸表 (PDF/606KB)
- 事業報告書 (PDF/687KB)
- 決算報告書 (PDF/98.3KB)
- 会計監査報告 (PDF/928KB)
- 監査報告 (PDF/69.2KB)

有償資金協力勘定

- 財務諸表 (PDF/395KB)
- 業務報告書 (PDF/399KB)
- 決算報告書 (PDF/105KB)
- 会計監査報告 (PDF/919KB)
- 監査報告 (PDF/100KB)
- (参考) 算出金等の状況

※独立行政法人国際協力機構法第28条第1項に定める財務諸表は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書ですが、同条第2項に基づき、附属明細書を、また独立行政法人会計基準第42に基づき、任意に作成するキャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類及び行政サービス実施コスト計算書を含めて掲載しています。

JICA債の現状:透明性確保の仕組み「レポートニング」

事前評価・事後評価

有償資金協力業務の全事業について、国際的なODA評価の視点である「DAC5項目」に基づき、事前評価、事後評価を実施しています。評価結果はJICAホームページで公開されており、評価値と実績値の比較から効果の検証が可能です。

(URL)<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>

年度実績

年度ごとの有償資金協力業務に関し、以下項目について年次報告書で公表しています。

国別・セクター別 新規承諾件数、新規承諾額
国別貸付実行実績
国別出融資実行額
国別出融資回収額
国別出融資残高

(URL)<https://www.jica.go.jp/about/report/index.html>

MDGsへの貢献とSDGs

JICAは2001年～2015年において、ミレニアム開発目標(MDGs)に取り組んできました。MDGsへのJICAの貢献は下図のとおりです。

(MDGsへのJICAの貢献)



2016年～2030年においては、MDGsにおいて未達成となった、初等教育の完全普及や乳幼児死亡率の削減等に、環境や成長・雇用といった経済的視点も加味された、持続可能な開発目標(SDGs)に取り組んでいきます。

日本全体の取り組み結果の公表は政府のSDGs実施指針の中で、以下の方向で検討されており、JICAもその成果を公表していく予定です。

「今後、2030年までの間、統計データを積極的に活用しつつ、また、KPI(重要業績指標)となる具体的な指標を可能な限り導入し、これに基づいて、本実施指針の取組状況の確認や指針の見直し(フォローアップ・レビュー)を実施し、その結果について適切な形で公表する。また、グローバル指標又はわが国が定めた指標に基づいて国連への取組状況の報告も、適切に行う。」

(SDGs実施指針「フォローアップ・レビュー」より抜粋)

セカンド・オピニオン:ソーシャルボンドとしてのJICA債

「セカンド・オピニオン」の取得

- JICAは、ICMAが発行するソーシャルボンド原則(SBP)が示すフレームワークに基づき、「ソーシャルボンドとしてのJICA債」について、株式会社日本総合研究所(以下、日本総研)からのセカンド・オピニオンを取得しています
- ソーシャルボンド原則では、投資家に対し、より透明性ある情報開示をするために、ソーシャルボンドの発行体に対する外部レビューの取得を推奨しており、セカンドオピニオンはその手法の1つです



「セカンド・オピニオン」の概要

- セカンド・オピニオンにおいて、**「JICA債」はSBPが示す、社会課題への対応を目的とした「ソーシャルボンド」の特性に従うものである**、との評価を得ています
- 上記の評価は、SBPが債券発行体に情報開示を求める「資金用途」、「事業評価・選定プロセス」、「資金管理」、「レポートイング」の4項目を日本総研が評価した結果に基づくものです

資金用途

- JICA債の調達資金が充当される有償資金協力事業では、その対象業種および対象国選定において**明瞭な適格基準が設定されている**と言える。

事業評価・選定プロセス

- JICA事業では**SBPが推奨する外部レビューの体制が十分に整備されており、透明性の担保と情報開示を実現できている**ことを評価する。

資金管理

- JICA債の**調達資金は十分に透明性のあるシステムの下で管理されている**と判断する。

レポートイング

- 有償資金協力事業の全件で定量的・定性的な事前評価と事後評価が公開されており、**極めて透明性の高い情報開示が実施されている**。

お問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構 財務部 市場資金課
〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
TEL: 03-5226-9279
FAX: 03-5226-6383
URL: <https://www.jica.go.jp/investor/index.html>

免責事項

本資料は、当機構に関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、債券の募集、販売などの勧誘を目的としたものではありません。また、本資料に記載されている機構以外の国内機関、国際機関、統計数値などにかかわる情報は、公開情報などから引用したものであり、情報の正確性などについて保証するものではありません。

債券への投資をご検討される場合には、当該債券の発行にあたり作成される債券内容説明書およびその他入手可能な直近の情報などをご確認頂き、投資家の皆様のご自身の責任でご判断下さいますようお願い致します。